

令和 6 年（2024 年）9 月 25 日

障害児通所支援事業者 各位

小田原市福祉健康部障がい福祉課長
(公印省略)

事業所間連携加算の取扱いについて（通知）

日ごろから、本市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い新しく創設された事業所間連携加算について、子ども家庭庁から「事業所間連携加算の創設と取り扱いについて（以下「子ども家庭庁通知」という。）」が通知されました。

本加算は、セルフプランによるサービス利用者が、複数の事業所を利用する場合に、保護者等の同意のもと中核となるコア連携事業所を選定し、事業所間連携会議の開催により、加算対象児の支援について適切なコーディネートを図るものです。

つきましては、子ども家庭庁通知に基づき、本市に提出いただく「事業所間連携加算確認書」を定め、今後の手続きの流れについて別紙のとおりとしました。

障害児通所支援事業所におかれましては、対象児童の状況に応じ、本加算を積極的に御活用ください。

1 対象児童

障害児相談支援事業所以外の者が作成する計画案（セルフプラン）が提出されている障害児であって、複数の障害児通所支援事業所等から、継続的に支援の提供を受ける児童

2 手続きの流れ

本市に対し、別紙 1「事業所間連携加算確認書」を提出ください。

提出様式については、本市ホームページに掲載します。

3 適用時期

別紙 1「事業所間連携加算確認書」の届出月から

4 留意事項

- ・対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合は、算定できません。
- ・事業所間連携会議を開催後は、別紙 2「事業所間連携会議報告書」を作成し、各事業所により提出された個別支援計画を添付して、本市に提出してください。（同様の内容の記載があれば、各事業所の任意様式も可とします。）
- ・事業所間連携会議の終了後は、会議の中で整理された情報を踏まえ、保護者に対して相談援助を行ってください。（当該相談援助には、家族支援加算の算定が可能です。）
- ・その他、子ども家庭庁通知に従い、適切に運用してください。